

2017年11月29日

お客様各位

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

「日本版スチュワードシップ・コード」改訂への対応について

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社は、本年5月29日に公表された「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）（以下「本コード」）の改定を踏まえ、本コードで示された7つの原則に対する弊社の対応方針を更新しましたので、お知らせいたします。

なお、スチュワードシップ活動の実効性向上に向けた取り組みの一環として、議決権行使結果の個別開示を実施することとしましたが、本年3月末までに開催された株主総会議案に関する議決権行使結果を、本年8月31日に弊社ホームページ上で公表しております。

今般、更新した概要は以下の通りです。

原則2	ガバナンスを強化し、利益相反を適切に管理するため、フィデューシャリー・デューティー・オーバーサイト・グループを設置
原則3	投資活動においてESG(環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance))要因を考慮している旨記載
原則4	エンゲージメント活動の推進および進捗管理を目的としてエンゲージメント・ワーキング・グループを設置
原則5	議決権行使の個別議案行使結果を開示
原則7	経営陣はスチュワードシップ活動について重要な役割を担い、責任を負っているとの認識のもとに諸課題に取り組む旨明記 エンゲージメントや議決権行使等のスチュワードシップ活動に対する適切なガバナンスを確保する観点より、フィデューシャリー・デューティー・オーバーサイト・グループによる監督体制を確立

今後も、本コードへの対応を踏まえたエンゲージメントや議決権行使等のスチュワードシップ活動を通じ、投資先の企業価値向上・持続的な成長に貢献する等、機関投資家としての責任を果たしてまいります。

以上